

○南部桧山衛生処理組合制限付一般競争入札の施行に関する要領

制 定 平成 26 年 10 月 1 日

1 目的

この要領は、南部桧山衛生処理組合が発注する工事の請負契約を、他に定めのあるものを除き、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定に基づく資格を定めて一般競争入札の方法（以下「制限付一般競争入札」という。）により試行することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 対象工事

制限付一般競争入札の対象となる工事は、予定価格が 1 千万円以上であって技術的難度が高い工事のうち、組合長が適当であると認めたものとする。

3 入札の公告

組合長は、入札の公告に当たっては、おおむね次に掲げる事項を、江差町公告式条例（昭和 30 年条例第 2 号）第 2 条第 2 項に規定する掲示場への入札の公告の掲示その他の方法により周知するものとする。

- (1) 入札に付す事項（工事名、工事場所、工期、工事の概要等）
- (2) 入札参加資格者の要件
- (3) 入札説明書等の配布機関、場所等
- (4) 制限付一般競争入札参加資格審査申請書等の提出期間、場所等
- (5) 入札保証金の有無

4 入札参加資格

(1) 制限付一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件に該当するものとする。

ア 発注工事の対応する政令第 167 条の 5 第 1 項の規定により組合長が定めた契約の種類の入札に参加する者に必要な資格及び建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。

イ 競争入札参加資格関係事務取扱要領(平成 13 年 4 月 1 日付け建設第 12 号収入役通達「競争入札参加資格関係事務取扱要領の制定について」以下「資格要領」という。)別表第 2 第 4 の 3 に規定する工事予定価格に応じた等級に格付されていること。

ウ 入札執行の日までの間に、競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成 13 年 4 月 1 日付け建設第 17 号収入役通達「競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の制定について」）

第2第1項の規定による指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

エ 江差町発注工事等入札参加除外措置要領（平成20年6月10日付け建設第13号会計管理者通達「町発注工事等入札参加除外措置要領の制定について」）第6(1)の規定による組合発注工事等から入札参加を除外されていないこと。

オ 発注しようとする工事の予定価格の額が5億円以上である場合には、イにかかわらず、アの資格審査の際における資格要領別表第2第4の1の(1)に定める客観的要素の評定数値が、別に定める評定数値以上であること。

カ 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の江差町競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

キ 建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業者であること。

ク 過去15年間に、発注工事と同種で、かつ、おおむね同規模の工事の元請としての施工実績があること。

ケ 建設業法第26条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事に専任で配置できること。

コ 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。

サ 発注工事に係る設計業務等の受託者と資本関係又は人的関係がないこと。

シ 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係のある者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

ス 共同企業体の場合にあつては、アからオまで、キ及びケからシまでのほか、別に定める共同企業体としての要件も満たしていること。なお、共同企業体として参加する場合は、その構成員は単体企業又は他の共同企業体の構成員として参加することはできない。

(2) 組合長は、(1)に規定するほか、次により入札参加資格を設定することができる。

ア 発注工事の内容に応じ、(1)に規定する入札参加資格により難しい事情があるときは、入札参加資格の内容を変更することができるものとする。ただし、この場合の変更は、当該工

事の履行上必要な限度のものとする。

イ 発注しようとする工事の内容が特殊な技術を要する場合等にあつては、(1)のイの規定によらないことができるものとする。この場合の入札参加資格の設定に当たっては、指名競争入札参加者指名基準(平成13年4月1日付け建設第36号収入役通達「指名競争入札参加者指名基準の設定について」)第2の1ただし書き及び指名競争入札参加者指名基準運用方針(平成13年4月1日付け建設第22号収入役通達「指名競争入札参加者指名基準の運用方針について」)第2関係を準用するものとする。

5 入札の参加申請

(1) 制限付一般競争入札に参加しようとする者は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)に次の書類を添付して、組合長に提出し、その審査を受けなければならない。なお、提出方法は持参若しくは送付によるものとし、ファクシミリによるものは受け付けないものとする。

ア 類似工事施工実績調書(別記第2号様式)

イ 類似工事施工実績を証明する書面(工事实績証明書(別記第3号様式)又はこれに代わる書面(契約書等の写し)並びに共同企業体協定書及び経常建設共同企業体附属協定書の写し)

ウ 配置予定技術者調書(別記第4号様式)

エ 特定関係調書(別記第5号様式)

オ その他組合長が必要と認める書類

(2) 組合長は、申請書の提出期限の設定に当たっては、図面、仕様書等(以下「設計図書等」という。)の閲覧を開始する日の翌日から起算して、おおむね10日とするものとする。

6 入札参加資格の審査

(1) 組合長は、申請書の提出期限の翌日から起算して10日以内に合議制の組織(以下「委員会」という。)においてその内容を審査させ、その結果を制限付一般競争入札参加資格審査結果通知書(別記第6号様式)により申請者に通知するものとする。

(2) 組合長は、(1)の審査結果の通知に当たり、入札参加資格がないと認めた者(以下「非資格者」という。)に対しては、その理由を付すとともに、当該結果通知をした日の翌日から起算して5日(南部桧山衛生処理組合の休日休暇に関する条例(平成元年 条例第2号)

に規定する休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に入札参加資格がないと認められた理由について説明を求められることができる旨、併せて通知するものとする。

(3) 非資格者が(2)の説明を求める場合は、組合長に対し書面によりこれを行わせるものとする。この場合、送付又はファクシミリによるものは受け付けないものとする。

(4) 組合長は、(3)の説明を求められたときは、原則として説明を求めることのできる最終日の翌日から起算して 5 日以内に、非資格者に対し別記第 7 号様式により回答するものとする。

(5) 組合長は、(4)の回答において、入札参加資格がないと認められた理由についての説明に不服がある場合は、回答を受け取った日から 7 日（休日を含まない。）以内に、再苦情の申立てを行うことができる旨、併せて通知するものとする。

(6) 組合長は、非資格者に入札参加資格があると認められたときは、(4)の回答と併せ、改めて入札参加資格がある旨通知するものとする。

(7) 組合長は、(5)の通知を行うに当たっては、委員会の審査を経てこれを行うものとする。

7 入札参加資格の取消

組合長は、6 の(1)の規定に基づく通知の後に、入札参加資格者が 4 に掲げる要件に該当しないと認められたとき並びに申請書及び添付書類に虚偽の記載をしたことが明らかになったときは、当該入札参加資格者の資格を取り消し、その旨を書面により通知するものとする。

8 設計図書の閲覧等

(1) 発注工事に係る設計図書等は、入札の公告の日から入札日の前日までの間、組合長が指定する場所において閲覧に供するほか、入札参加資格審査申請をする場合に限り、閲覧期間中、複写させることができるものとする。

(2) 組合長は、(1)の閲覧期間、閲覧場所等並びに設計図書等に対する質問及び回答についての提出期限、提出方法、受付場所、回答期限等を定め、入札説明書において明らかにするものとする。

9 平易な工事の特例

発注しようとする工事の施工上の技術的難度が比較的平易で、おおむねの数量等を示すことにより工事の全体像を示すことが可能な工事については、確定した設計図書等によらないで入札の公告をすることができるものとする。

10 現場説明

組合長は、必要があると認めたときは現場説明を行うものとする。ただし、現場説明書の配布をもってこれに代えることができるものとし、その内容は、発注工事ごとに組合長が定めるものとする。

11 入札の執行

(1) 組合長（入札執行者）は入札の際、入札参加者から6の(1)の通知書の写しを提出させるものとし、その旨を入札説明書において明らかにするものとする。

(2) 組合長は、必要があるときは工事費内訳書の提出を求めることができるものとし、その旨を入札説明書において明らかにするものとする。

(3) 落札者の決定に当たっては、最低制限価格制度を適用するものとする。

12 入札の無効

公告に示した参加資格のない者のした入札、虚偽の申請を行った者のした入札及び建設工事競争入札心得等において示した入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とし、その旨を入札説明書において明らかにするものとする。

13 標準的日数

この要領に定める手続の標準的日数は、別紙1に示すとおりとする。

14 その他

この要領の実施に関し必要な事項は、組合長が別に定めるものとする。